



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *92 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則 (砂防課)
- 告示
 - 1360 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
 - 1361 " (")
 - 1362 " (")
 - 1363 " (")
 - 1364 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 1365 生活保護法による医療機関の指定 (")
 - 1366 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
 - 1367 保安林予定森林 (")
 - 1368 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
 - 1369 " (")
 - 1370 公共測量の実施 (技術調査課)
 - 1371 和歌山県警察交番・駐在所データ通信システム賃借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)
- 公告
 - 入札公告 (警察本部)

規 則

和歌山県規則第92号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 法第5条第5項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)の証明書は、身分証明書(別記第1号様式)によるものとする。

(特定開発行為許可申請書の添付図書)

第3条 法第10条第1項の申請書には、同条第2項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 特定開発行為(法第9条第1項に規定する特定開発行為をいう。以下同じ。)を行おうとする土地について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類
- (2) 特定開発行為を行おうとする土地の公図の写し
- (3) 工事期間中の防災計画書
- (4) 現況写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 省令第8条第2項の計画説明書は、特定開発行為計画説明書(別記第2号様式)によるものとする。

(特定開発行為変更許可申請書)

第4条 法第16条第2項の申請書は、特定開発行為変更許可申請書(別記第3号様式)によるものとする。

2 前項の申請書には、変更しようとする事項に係る法第10条第2項に規定する図書及び前条第1項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(特定開発行為変更届出書)

第5条 法第16条第3項の規定による届出は、特定開発行為変更届出書(別記第4号様式)により行うものとする。

(住所等変更届出書)

第6条 法第9条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、その住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)を変更したときは、遅滞なく、住所等変更届出書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(特定開発行為着手届出書及び特定開発行為休止届出書)

第7条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手したときは、遅滞なく、特定開発行為着手届出書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を休止したときは、遅滞なく、特定開発行為休止届出書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(特定開発行為廃止届出書の添付図書)

第8条 省令第17条の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 特定開発行為の廃止の理由を記載した書類
 - (2) 廃止時における当該行為の状況を示す図面
 - (3) 廃止に伴う土砂災害防止の措置を記載した書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (地位の承継)

第9条 許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る特定開発行為を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る行為を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る特定開発行為を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 許可を受けた者から当該許可に係る行為を行う権原を取得した者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、特定開発行為地位承継届出書(別記第8号様式)に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 当該承継の原因となった事実を証明する書類
 - (2) 承継した地位に基づき、特定開発行為を行う土地について、当該承継した者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (標識の設置)

第10条 許可を受けた者は、法第11条に規定する対策工事等を行う期間中、当該対策工事等を行う区域の見やすい場所に、別記第9号様式による標識を設置しなければならない。

(書類の経由等)

第11条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、特定開発行為を行おうとする区域を所管する振興局長を経由しなければならない。

2 前項の書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

(表)

第 号	
身分証明書	
写真	所属名 職氏名
上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 5 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
交付年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日まで
和歌山県知事	
印	

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (抜粋)

(基礎調査のための土地の立入り等)

第 5 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

5 第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(立入検査)

第 21 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第 9 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 2 項、第 18 条又は前条第 1 項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第 5 条第 5 項の規定は、前項の場合について準用する。

備考 本証明書の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

特定開発行為計画説明書

1 対策工事等の計画の方針

(1) 特定開発行為の目的

(2) 対策工事等の方法

(3) 土砂災害特別警戒区域の解除に係る方針

ア 全部解除 (解除面積 m^2) イ 一部解除 (解除面積 m^2)

(4) 対策工事等の設計に関し特に留意した事項

2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象		ア 急傾斜地の崩壊 ウ 地すべり	イ 土石流
(2) 土砂災害特別警戒区域内で特定開発行為をする土地の面積		m^2	
(3) 開発区域内の土地の現況	区域区分 ア 市街化区域 イ 市街化調整区域 ウ その他 ()	地域地区 ア 用途地域 () イ その他の地域地区 ()	
	ア 砂防指定地 ウ 地すべり防止区域 オ 宅地造成工事規制区域	イ 急傾斜地崩壊危険区域 エ 保安林 カ その他 ()	
(4) 他法令の許可申請状況			

3 開発区域内の土地利用計画

	建築物		公共施設用地	その他	計
	制限用途	制限用途以外			
面積 (m^2)					
比率 (%)					100

注

- 1 1の(3)並びに2の(1)及び(3)は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 開発区域を工区に分けたときは、工区ごとに作成すること。
- 3 土砂災害特別警戒区域が重複しているときは、区域ごとに作成すること。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

特定開発行為変更許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 16 条第 1 項の規定により、特定開発行為の変更の許可について申請します。

特 定 開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開 発 区 域 の 面 積	m ²	
		変更前	変更後
	特定予定建築物の用途		
	特定予定建築物の敷地の位置		
	対 策 工 事 の 概 要		
	対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要		
	変 更 の 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項			
特定開発行為許可番号	年 月 日	第 号	
※受付番号	年 月 日	第 号	
※変更許可に付した条件			
※変更の許可番号	年 月 日	第 号	

注

- 1 許可申請者の氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為の変更を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記第 4 号様式 (第 5 条関係)

特定開発行為変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 16 条第 3 項の規定により、特定開発行為の変更について下記のとおり届け出ます。

記

1 特定開発行為許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 変更に係る事項

変更前	変更後

3 変更年月日 年 月 日

4 変更の理由

注 届出者の氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 5 号様式 (第 6 条関係)

住所等変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第 6 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定開発行為許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 変更内容

変更前	変更後

- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更の理由

注 届出者の氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 6 号様式 (第 7 条関係)

特定開発行為着手届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定開発行為に着手したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定開発行為許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 着手年月日 年 月 日

注 届出者の氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 7 号様式 (第 7 条関係)

特定開発行為休止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定開発行為を休止したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定開発行為許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 休止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 休止の理由
- 5 開発区域の状況及び休止期間の防災計画

注

- 1 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 休止時における当該行為の状況及び写真を添付すること。

別記第 8 号様式 (第 9 条関係)

特定開発行為地位承継届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定開発行為の許可を受けた者の地位を承継したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定開発行為許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 4 承継年月日 年 月 日
- 5 承継の理由

注 届出者の氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記第 9 号様式 (第 10 条関係)

土砂災害特別警戒区域内特定開発行為許可標識

許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

対策工事の概要

対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要

対策工事等の期間 年 月 日から 年 月 日まで

許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

注

- 1 横 60 センチメートル以上、縦 50 センチメートル以上とし、脚の長さは 100 センチメートル以上とすること。
- 2 標識の記載内容に変更があつたときは、速やかに変更された内容を掲示すること。

告 示

和歌山県告示第1360号

和歌山県岩出市金池の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成17年4月15日から平成19年10月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市金池の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市金池の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年11月30日

和歌山県告示第1361号

和歌山県有田郡有田川町大字田口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月19日から平成19年9月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字田口の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字田口の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年11月30日

和歌山県告示第1362号

和歌山県有田郡有田川町大字吉見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19

条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月19日から平成19年9月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字吉見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字吉見の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年11月30日

和歌山県告示第1363号

和歌山県海草郡紀美野町谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成18年4月28日から平成19年8月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年11月30日

和歌山県告示第1364号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年 月 日
日訪 3-11	医療法人ひがし内科クリ ニック	日高郡みなべ町東本庄58 9-1	医療法人ひがし内科クリ ニック訪問看護ステーシ ョンみなべがわ	日高郡みなべ町東本庄58 9-1	平成 19.10.31

和歌山県告示第1365号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
新歯 42-19	市川歯科医院	新宮市緑ヶ丘3-3-29 尾崎ビル4階	平成 19.10.2

和歌山県告示第1366号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字平字内所962、963、964の1、字天ノ河1704、1705、1707(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字内所962・963・964の1・字天ノ河1704・1705・1707(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1367号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字羽六字硯屋181から184まで、185の1、189

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字硯屋181・183・184・185の1・189(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1368号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 日時 平成19年12月25日(火)午前10時から

2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30番地 水産会館 2階 中会議室

3 被聴聞者

(1) 氏名 鮎合祝治

(2) 住所 徳島県徳島市津田本町5-2-41
スカイハイツ新田206号

(3) 漁業許可 なし

(4) 許可番号 なし

(5) 船舶名 蛭子丸(T02-2896)

和歌山県告示第1369号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 日時 平成19年12月25日(火)午後1時30分から

2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30番地 水産会館 2階 中会議室

3 被聴聞者

(1) 氏名 林元気

(2) 住所 徳島市津田町4-4-36

- (3) 漁業許可 なし
- (4) 許可番号 なし
- (5) 船舶名 工栄丸 (T03-19890)

和歌山県告示第1370号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(亡失した基準点の復元)
- 2 作業期間 平成19年12月1日から平成20年1月31日まで
- 3 作業地域 海南市下津町塩津 地域

和歌山県告示第1371号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察交番・駐在所データ通信システム賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調達物品
和歌山県警察交番・駐在所データ通信システム
- 2 一般競争入札参加者の資格
 - (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年1月17日(木)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。
 - ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
 - ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
 - エ 国税及び県税に未納がない者であること。
 - オ この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を締結し、適正に履行した実績がある者であること。
 - カ 営業品目に賃貸借を有する者であること。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。
 - ク 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体によって構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、キ及びクに掲げる要件をすべて満たすとともに、代表者が(1)のオ及びカに掲げる要件をすべて満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。
 - (ア) 競争入札参加資格審査申請書
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - (エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
 - (カ) 使用印鑑届
 - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
 - (ク) 誓約書
 - (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - (コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の製品カタログ、性能評価表及びセキュリティ対策ソフトの機能説明書
 - (サ) 保守体制証明書
 - (シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し
 - イ コンソーシアムとして申請する場合
 - 次の(ア)及び(コ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出することとし、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
 - (ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

の)

(エ) 印鑑証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

 a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

 b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状 (コンソーシアム構成員)、委任状 (コンソーシアム代表者)

(コ) 和歌山県警察本部が示す仕様書に準拠する機器の製品カタログ、性能評価表及びセキュリティ対策ソフトの機能説明書

(サ) 保守体制証明書

(シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

(ス) コンソーシアム協定書

(2) (1) のアの (イ) から (オ) まで、(キ) 及び (ク) 並びに (1) のイの (イ) から (オ) まで、(キ) 及び (ク) に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県が定める「情報システム契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの (ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ) 及び (サ) に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年12月11日 (火) から平成19年12月21日 (金) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) の定める休日 (以下「県の休日」という。) を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年12月19日 (水) までの間に和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1F会議室

(2) 日時

平成19年12月14日 (金) 午後2時から

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の (1) に掲げる申請書類は、平成19年12月17日 (月) から平成19年12月27日 (木) までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110 (内線2246)

7 申請書類に使用する言語

申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年1月8日 (火) までに通知する。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年1月10日 (木) までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年1月15日 (火) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県警察交番・駐在所データ通信システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度 平成19年度
- (2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県警察交番・駐在所データ通信システム 一式

<p>(3) 賃貸借の契約期間 平成20年2月1日から平成23年1月31日まで。ただし、本契約は、自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても、平成20年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。</p> <p>(4) 調達物品の仕様等 和歌山県警察交番・駐在所データ通信システム仕様書による。</p> <p>(5) 入札金額 月額金額で入札することとする。</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成19年和歌山県告示第1371号に規定する和歌山県警察交番・駐在所データ通信システム賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部警務部会計課</p> <p>(2) 日時 平成19年12月11日(火)から平成19年12月21日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書等を交付する場所及び日時等</p> <p>(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)に対して平成19年12月19日(水)午後4時まで書面により行うものとする。</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1F会議室</p> <p>(2) 日時 平成19年12月14日(金)午後2時</p> <p>6 一般競争入札の執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 3F会議室</p>	<p>イ 入札日時 平成20年1月17日(木)午前10時</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に36を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額に36を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p>
---	--

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うも
のとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予
定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みを
した者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を
決定するものとする。この場合において、当該入札者の
うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある
ときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情
報管理課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が
ないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合にお
いて、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110(代表)
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通
貨は、日本語及び日本国通貨とする。